

改正

昭和31年4月1日条例第15号

昭和32年3月30日条例第15号

昭和32年8月2日条例第27号

昭和33年11月19日条例第34号

昭和35年4月1日条例第14号

昭和38年2月20日条例第5号

昭和38年3月26日条例第12号

昭和39年3月31日条例第9号

昭和39年4月1日条例第39号

昭和39年10月2日条例第52号

昭和39年10月2日条例第53号

昭和41年4月1日条例第16号

昭和42年9月30日条例第33号

昭和44年3月20日条例第27号

昭和45年10月1日条例第35号

昭和46年9月30日条例第44号

昭和49年3月19日条例第22号

昭和49年10月1日条例第58号

昭和51年12月21日条例第49号

昭和52年3月18日条例第15号

昭和54年12月21日条例第35号

昭和56年3月18日条例第15号

昭和58年12月14日条例第41号

昭和60年6月26日条例第30号

昭和62年3月12日条例第16号

昭和62年12月22日条例第34号

昭和63年3月15日条例第15号

平成元年 3 月 20 日 条例第 25 号

平成 2 年 3 月 13 日 条例第 15 号

平成 2 年 12 月 21 日 条例第 27 号

平成 4 年 3 月 16 日 条例第 20 号

平成 6 年 9 月 29 日 条例第 13 号

平成 9 年 3 月 17 日 条例第 2 号

平成 9 年 3 月 17 日 条例第 22 号

平成 10 年 3 月 16 日 条例第 15 号

平成 11 年 3 月 16 日 条例第 2 号

平成 11 年 9 月 27 日 条例第 36 号

平成 12 年 3 月 10 日 条例第 2 号

平成 12 年 9 月 25 日 条例第 43 号

平成 16 年 3 月 15 日 条例第 15 号

平成 16 年 9 月 29 日 条例第 39 号

平成 17 年 3 月 18 日 条例第 19 号

平成 19 年 12 月 25 日 条例第 52 号

平成 25 年 10 月 2 日 条例第 34 号

平成 25 年 12 月 20 日 条例第 52 号

平成 26 年 6 月 24 日 条例第 23 号

平成 30 年 12 月 27 日 条例第 68 号

令和元年 12 月 27 日 条例第 56 号

令和 2 年 12 月 23 日 条例第 43 号

令和 4 年 12 月 23 日 条例第 38 号

呉市港湾管理施設使用条例の全部を改正する条例をここに公布する。

呉市港湾管理条例

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、別に定めがあるもののほか、市の港湾施設の設置及び管理並びに港湾区域の管理に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 本市に次の港湾施設（以下「施設」という。）を設置する。

- (1) 岸壁，棧橋（可動橋を含む。）及びドルフィン
- (2) 物揚場
- (3) 浮棧橋
- (4) 駐車場
- (5) 荷役機械
- (6) 荷さばき地
- (7) 上屋
- (8) 待合所
- (9) 船舶給水施設
- (10) 事務室及び店舗
- (11) 緑地
- (12) 休憩所
- (13) 港湾施設用地

2 施設の名称及び位置は，市長が定める。

（港湾区域）

第2条の2 市の管理する港湾区域は，別表第1に定める水域とする。

第2章 港湾区域の管理

（船舶入出港の届出）

第3条 船舶が港湾区域内に入港し，又は港湾区域内から出港するときは，市長に届け出なければならない。

（港湾区域内における営業）

第4条 港湾の区域内において，停泊する船舶に交通して，次の各号に掲げる営業を行う者は，市長の定める事項について届け出なければならない。

- (1) 物品の販売，修繕
- (2) 理髪，クリーニング，船舶の消毒，塵埃の処理

2 市長は，届出の営業に関し，改善すべきことを認めたときは，業者に対し改善の勧告をすることができる。

（係員の指揮）

第5条 この条例及びこの条例の施行規則に関して行う係員の指揮には，これに従わなければならない

ない。

2 前項の係員は、その身分を証するため、制服を着用し、又は証票を携帯しなければならない。

(制限区域)

第5条の2 市長は、国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律（平成16年法律第31号）第37条の規定による水域指標対応措置として、港湾区域内に同条に規定する制限区域（以下「制限区域」という。）を設定するものとする。

2 市長は、前項の規定により制限区域を設定したときは、その旨を告示するものとする。

3 前2項の規定は、設定した制限区域の変更又は設定の解除について準用する。

第3章 港湾施設の使用

(使用の許可)

第6条 施設を使用しようとする者（以下「使用者」という。）は、市長の許可を受けなければならない。

(プレジャーボートに係る目的外使用)

第6条の2 プレジャーボート（広島県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例（平成10年広島県条例第1号）第2条第1号に規定するプレジャーボートをいう。以下同じ。）の係留を目的とする使用者は、市長の許可を受けなければならない。

2 前項の規定による使用は、市長が公示により指定する港湾の区域内に存する施設に限り許可することができる。

(施設の変更等制限)

第7条 許可を受けないで、施設又は附属の設備を変更し、又は工作物その他の施設を設置してはならない。

(使用禁止物件等)

第8条 次の各号のいずれかに該当するものについては、市長は、施設の使用を禁止し、物件の撤去又は移動を命ずることができる。

(1) 爆発若しくは発火性のもの又は劇薬若しくは毒物であつて取扱上危険と認めるもの

(2) 他の貨物を汚染するおそれのあるもの

(3) 伝染ウイルスを媒介し、又は伝ばさせるおそれのあるもの

(4) 載荷重、重量を超え、又は施設をき損するおそれのあるもの

(5) その他施設の管理上支障があるもの

(緑地の使用制限)

第9条 緑地において、次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

- (1) 行商、募金その他これらに類する行為をすること。
- (2) 業として写真又は映画を撮影すること。
- (3) 興行を行うこと。

2 緑地においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、前項の許可に係るものについては、この限りでない。

- (1) 緑地を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 竹木を伐採し、又は植物を採取すること。
- (3) 土地の形質を変更すること。
- (4) 鳥獣魚類を捕獲し、又は殺傷すること。
- (5) はり紙若しくははり札をし、又は広告を表示すること。
- (6) 立入禁止区域に立ち入ること。
- (7) 指定された場所以外の場所へ自動車等を乗り入れ、又は止め置くこと。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、緑地の管理に支障のある行為をすること。

(職権執行)

第10条 次の各号のいずれかに該当し、処置に急を要するときは、市長は、当該物件を収容し、又は処分することができる。

- (1) 所有者又は管理者を明示しないで施設内に放置したもの
- (2) 第8条の規定による命令を履行しないとき。

2 前項の規定による収容又は処分に要した費用は、義務者から徴収する。

(原状回復の義務)

第11条 使用者が施設の使用を止めたときは、自己の費用で原状に回復して、検査を受けなければならない。

(権利の譲渡等禁止)

第12条 使用者は、その権利を譲渡し、若しくは担保に供し、又はその施設を転貸してはならない。

(使用停止等)

第12条の2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、港湾施設の使用を停止させ、若しくは使用場所を変更させ、又は使用の許可を取り消すことができる。

- (1) 許可申請に不正があったとき。
- (2) 指定の期間内に使用料を納付しないとき。

(3) 港湾施設の保全又は保安の確保のため必要があると認めるとき。

(4) その他公益上市長が必要と認めるとき。

(使用料)

第13条 使用者（次項に規定する者を除く。）は、別表第2に掲げる額の使用料を納付しなければならない。

2 第6条の2に規定する使用者は、別表第3に掲げる額の使用料を納付しなければならない。

(使用料の減免)

第14条 国及び地方公共団体が使用するとき、又は天災その他特別の事由があると認めるときは、市長は、使用料を減免することができる。

(徴収の方法)

第15条 使用料は、使用を許可したとき徴収する。ただし、使用者の申請により、市長において特別の事由があると認めるときは、後納により使用料を徴収することができる。

(使用料の還付)

第16条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長において特別の事由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(占用料)

第16条の2 市長は、港湾区域内の水域（水域の上空100メートルまでの区域及び水底下60メートルまでの区域を含む。以下同じ。）又は公共空地の占用について港湾法（昭和25年法律第218号）第37条第1項の許可を受けた者（以下「占有者」という。）から別表第4に定める額の占用料（以下「占用料」という。）を徴収する。

2 第14条から前条までの規定は、占用料について準用する。

(使用の特例)

第17条 市長は、一般の公衆の利用に供することを要せず、又は自から運営することを適当としないと認められた施設は、公共の利益を増進する目的に供することを条件として貸付け又は経営の委託をすることができる。この場合の貸付け又は経営の委託に関しては、市の契約に関する規定による。

第4章 損害及び補償

(損害の責任)

第18条 この条例に基づく施設の使用及び処分により生じた損害については、重大なる過失が認められない限り、市はその責任を負わない。

(損害の弁償)

第19条 使用者又はその代理人若しくは使用人その他の従業者が施設を損傷し、又は滅失したときは、いかなる理由があつても、使用者は、直ちにこれを原状に回復して、検査を受けなければならない。ただし、市長の算定した費用の相当額を弁償金として納付したときは、その責任を免除せられる。

2 前項の規定に対し使用者がその義務を履行しないときは、市において執行し、その費用を義務者から徴収する。

第5章 罰則その他

(過怠金)

第20条 市長は、詐欺その他の不正な行為により使用料及び占用料（以下「使用料等」という。）の徴収を免かれた者から、その徴収を免かれた金額の5倍に相当する金額以下の過怠金を徴収する。

(督促)

第21条 使用料等及び過怠金を、納期限までに完納しないときは、納期後20日以内に15日以内の納期を定めて、督促状を発しなければならない。

(延滞金)

第22条 使用者又は占用者若しくは過怠金納入義務者が納期限後その使用料等を納付し、又は過怠金を納入する場合においては、当該使用料等又は納入金額にその期限の翌日から納付又は納入の日までの期間に応じ、当該金額（全額が2,000円未満であるとき又は1,000円未満の端数があるときは、その全額又はその端数金額を切り捨てる。）に年14.6パーセント（当該納期限の翌日から1月を経過するまでの期間については年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によつて納付し、又は納入書によつて納入しなければならない。ただし、延滞金の確定金額に100円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

2 前項に規定する延滞金の額の計算における年当たりの割合は、閏(じゅん)年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

(滞納処分)

第23条 第21条の規定による督促を受けた者が、督促状の指定期限までに納付金又は納入金を完納しない場合は、指定期限後60日以内に滞納処分に着手する。

(過料)

第24条 次の各号のいずれかに該当するときは、使用料を追徴するほか、5万円以下の過料を科する。

- (1) 許可を得ないで施設を使用したとき。
 - (2) 詐欺その他不正の手段により施設の使用許可を受けたとき。
 - (3) この条例又はこの条例の施行に関する規則の処分に違反したとき。
- (規則への委任)

第25条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行の期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して30日を経過した日から施行する。

(経過規定)

- 2 この条例施行の際、現に許可を受けているものは、施行の日においてそれぞれ従来 conditions で、その残存期間中許可を受けたものとみなす。

(延滞金の割合の特例)

- 3 当分の間、第22条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。
- 4 第13条第2項の規定にかかわらず、別表第3の使用料は、令和7年3月31日までの間は、これを徴収しないものとする。

付 則（平成19年12月25日条例第52号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第19条第1項の改正規定及び別表第2の改正規定（ドルフィンの係船料を加える部分を除く。）は、公布の日から施行する。

付 則（平成25年10月2日条例第34号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の呉市港湾管理条例附則第4項の規定及び第2条の規定による改正後の呉市天応棧橋管理条例付則第2項の規定は、延滞金のうち平成26年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

付 則 (平成25年12月20日条例第52号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

付 則 (平成26年6月24日条例第23号)

この条例は、平成26年10月1日から施行する。

付 則 (平成30年12月27日条例第68号)

この条例は、平成31年10月1日から施行する。

付 則 (令和元年12月27日条例第56号)

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 次の表の左欄に掲げる期間における上屋の使用料の額については、別表第2上屋の項摘要の欄中「1割5分」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる割合とする。

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで	2割5分
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで	2割

3 次の表の左欄に掲げる期間における起伏式天井型25トンの起重機の使用料の額は、別表第2起重機の項に掲げる額にそれぞれ同表の右欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで	10分の6
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで	10分の7
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで	10分の8
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで	10分の9

付 則 (令和2年12月23日条例第43号)

この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第1条中呉市港湾管理条例附則第3項の改正規定及び第3条の規定は、令和3年1月1日から施行する。

付 則 (令和4年12月23日条例第38号)

この条例は、公布の日から施行する。

別表第1（第2条の2関係）

1 重要港湾

港名	港区名	水域
呉港	呉港区	吉浦町の西南豆倉鼻から199度1,800メートルの地点まで引いた線，同地点から警固屋町舞々尻鼻（北緯34度12分15秒東経132度32分45秒）まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
	広港区	広町東南下猫崎から270度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに広東大川鉄道橋下流の河川水面
	仁方港区	川尻町小仁方の犬尻が鼻から265度に引いた線，同線に仁方町と川尻町との海岸線の境界点から垂直に引いた線及び陸岸により囲まれた海面

2 地方港湾

港名	水域
吉悪港	仁方町と川尻町との海岸線の境界点と同町小仁方の女猫島南端とを結ぶ線，同島南端と同町小仁方の犬尻が鼻とを結ぶ線，同町小仁方の犬尻が鼻と丸岩鼻とを結ぶ線及び陸岸により囲まれた海面
小用港	北緯34度14分30秒東経132度43分15秒の地点を中心として，半径800メートルの円弧と陸岸により囲まれた海面
波多見港	音戸町高須3丁目4537番地の5地先（双見ノ鼻）と小アジワ島北端を結ぶ線，同島南端と大浦崎北東端を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海面
奥の内港	音戸町畑1丁目5770番地の8南端から237度30分に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
袋の内港	倉橋町袋の内防波堤基底部（北緯34度6分36秒東経132度32分35秒）を中心とする半径750メートルの円弧及び陸岸により囲まれた海面
大迫港	倉橋町字倉橋火山高処（北緯34度6分44秒東経132度34分44秒・標高406メートル）から93度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面

別表第2（第13条関係）

港湾施設使用料

施設	種別	単位	金額	摘要
岸壁，物揚場	使用料	船舶		1 外航船舶（国

及び栈橋（可 動橋を除く。）	総トン数1トンにつき		
	水深 4.5メートル未満		
	係留12時間まで	2.6円	内及び国内以外 の地域にわたつ て行われる旅客 又は貨物の輸送 に携わる船舶を いう。以下同 じ。)を除く船 舶にあつては、 2.6円について は0.2円を、3.7 円、3.8円につい てはそれぞれ 0.3円を、4.0円、 4.5円について はそれぞれ0.4 円を、5.5円につ いては0.5円を、 6.0円について は0.6円を、7.4 円、7.7円につい てはそれぞれ 0.7円を、8.1円 については0.8 円を加算した額 とする。 2 翌日以降の荷 役を目的として 午後5時以降に 船舶を係留する
	係留12時間を超え	3.7円	
	24時間まで		
	係留24時間を超え	4.0円	
	24時間までごとに		
	水深 4.5メートル以上		
	7.5メートル未満		
	係留12時間まで	3.8円	
	係留12時間を超え	5.5円	
	24時間まで		
	係留24時間を超え	6.0円	
	24時間までごとに		
	水深 7.5メートル以上		
	10.0メートル未満		
係留12時間まで	4.5円		
係留12時間を超え	6.0円		
24時間まで			
係留24時間を超え	7.7円		
24時間までごとに			
水深 10.0メートル以上			
係留12時間まで	5.5円		
係留12時間を超え	7.4円		
24時間まで			
係留24時間を超え	8.1円		
24時間までごとに			

		積荷又は揚荷 1回1平方メートルにつき 6時間まで 6時間を超え24時間までご とに	無料 3.7円	場合は、当該係 留を開始した日 の翌日の午前8 時から使用した ものとみなす。
フェリー岸壁	係船料	係留24時間までごとに総トン数 1トンにつき	3.5円	定期航路に専用さ せる者について は、2割を減額す る。
可動橋	使用料	使用1回ごとに総トン数1トン につき	3.3円	
ドルフィン	係船料	係留24時間までごとに総トン数 1トンにつき	2.0円	
浮棧橋	係船料	係留1回総トン数1トンにつ き 3時間まで 3時間を超え24時間までご とに	3.3円 4.1円	
駐車場	駐車料	定期駐車 1台1か月につき	10,000円以内で 規則で定める額	施設の使用者に限 る。
		一時駐車 1台1時間につき	200円以内で規 則で定める額	
起重機	使用料	起伏式天井型25トン 1台1時間までごとに	6,450円	
荷さばき地	使用料	1平方メートル1日につき 1級地 2級地	5.9円 4.9円	荷さばき地の使用 に当たり荷役照明 設備を使用する場 合は、規則で定め る額を別途徴収す

				る。
上屋	使用料	1 平方メートル1 日につき 1 級上屋 2 級上屋	42円 22円	月の初日から月の 末日まで引き続き 使用する者につい ては、1 割5 分を 減額する。
船舶給水施設	使用料	接岸給水 1 立方メートルまでごとに（水 料とも）	市の水道料金に 管理事務費を加 えた額の範囲内 において規則で 定める額	
事務室及び店 舗	使用料	事務室 1 平方メートル1 か月につき 店舗 1 平方メートル1 か月につき	2, 200円以内で 規則で定める額 2, 200円以内で 規則で定める額	電灯、電力、ガス、 水道等の設備があ る場合、その使用 による料金は、使 用者の負担とす る。
緑地	使用料	1 露天営業その他これに類す るもの 1 平方メートル1 日につき 2 行商、募金又は業として写真 を撮影するもの 1 人1 日につき 3 業として映画を撮影するも の 1 日につき 4 興行、展示会その他これらに 類する催しをするもの	58円 356円 5, 390円	

		(1) 入場料の類を徴収しない場合 1 平方メートル1 日につき	22円
		(2) 入場料の類を徴収する場合 1 平方メートル1 日につき	57円
港湾施設用地	使用料	1 平方メートル1 か月につき	110円

備考 使用料の額の算定に当たり、単位に1時間未満、24時間未満、1日未満、1か月未満、1トン未満、1平方メートル未満又は1立方メートル未満の端数があるときは、それぞれ、1時間、24時間、1日、1か月、1トン、1平方メートル又は1立方メートルとする。

別表第3（第13条関係）

プレジャーボートの係留に係る施設使用料

区分	単位	金額
重要港湾	船舶等の長さ1メートルにつき	320円
地方港湾	月額	300円

備考

- 1 船舶等の長さとは、次に掲げる長さの合計をいう。
 - (1) 係留するプレジャーボートの船舶の長さ
 - (2) プレジャーボートの係留の用に供する栈橋及び渡橋の長さ
 - (3) プレジャーボートの係留に伴い必要となる通船及び物置船の長さ
- 2 前項の船舶等の長さに1メートル未満の端数があるときは、当該端数は、1メートルとして計算する。
- 3 使用期間が1月に満たないとき又は使用期間に1月に満たない端数があるときは、その使用期間又はその端数の期間を1月とみなして使用料を計算する。

別表第4（第16条の2関係）

	区分	単位	金額
1	網干場、貯木場、起重機及び栈橋の施設を設置する場合	1 平方メートルにつき年額	60円
2	浮栈橋を設置し、又は起重機船、浮ドック等の	1 平方メートルにつき年	60円

	定係場とする場合	額	
3	水底電線，水底管等を設置する場合	1メートルにつき年額	16円
4	電柱，同支柱，鉄塔，標柱，係留くい及び浮標の類を設置する場合	1本又は1個につき年額	180円
5	その他の場合	1平方メートルにつき年額	100円

備考

- 1 占用料の額の算定に当たり，単位に1平方メートル未満又は1メートル未満の端数があるときは，当該端数はそれぞれ1平方メートル又は1メートルとする。
- 2 占用物件に係る占用の期間が1年未満であるとき又はその期間に1年未満の端数があるときは，その占用期間又はその端数の期間の占用料は，月割りにより計算し，なお1月未満の端数があるときは，1月として計算する。